平成２５年（フ）第４３４３号
大阪市西成区旭１丁目８番14号
債務者　川端　英門
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０号
長崎県佐世保市世知原町岩谷口464番地２、旧住所長崎県佐世保市大黒町11番30号　328
債務者　松永　英子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦750番地１、旧住所長崎県北松浦郡鹿町町下歌ヶ浦免949番地３
債務者　石原　昭子
1　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
山口市宮野下1366番地２　Ｃ棟205号
債務者　本廣ケイ子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
岩手県北上市大通り２丁目５番16号　スカイハイツ赤平105号、旧住所秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105番地1058　公園南１号団地Ａ－１
債務者　藤澤　和明
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２１８号
茨城県ひたちなか市東大島３丁目23番１－301号　市営東大島アパート
債務者　齋藤利惠美
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１０号
茨城県水戸市東野町170番地の９
債務者　鈴木　麻里（旧姓吉田・川崎）
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１３号
茨城県那珂郡東海村豊白１丁目18番９号
債務者　小沼　幸生
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８８号
千葉県君津市糠田742番地８
債務者　一色　宏江
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２３３号
新潟市江南区天野２丁目３番15号　メゾネットハナダ103号
債務者　大渕　剛
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６４号
長野県松本市庄内１丁目１番７号
債務者　朝倉　義雄
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２６７号
岐阜県各務原市那加不動ヶ丘２丁目106番地１　ハイツ桜ヶ丘103、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原清住町２丁目116番地５
債務者　石田工業こと　石田　秀義
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
岐阜県各務原市那加不動ヶ丘２丁目106番地１　ハイツ桜ヶ丘103、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原清住町２丁目116番地５
債務者　石田とし子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０７号
岐阜県瑞穂市本田577番地９、前住所岐阜県瑞穂市本田842番地１　チュリス穂積304号
債務者　志柿　　進
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
静岡県下田市立野28番地の１
債務者　山田　文博
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第６８号
三重県伊賀市下柘植1087番地の１
債務者　青木　和徳
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第６９号
三重県伊賀市野間697番地
債務者　岡村佐知子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
津地方裁判所伊賀支部